

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年12月2日4健第2794号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした情報のうち、別表に掲げる審議会の判断欄で開示と判断された情報は、開示すべきである。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、審査請求人の緊急措置入院、措置入院、措置入院解除に係る文書に記載された審査請求人の個人情報である。

(2) 本件個人情報の開示決定状況

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、別表に掲げる公文書に記載された本件個人情報のうち、不開示情報欄の情報について、条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）、第2号（事業情報）、第4号（行政運営情報）、第5号（評価判断情報）及び第6号（警察職員情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、開示を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和4年10月28日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和4年12月2日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和4年12月8日付けで、本件決定を不服として、実施

機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
エ 実施機関は、令和5年3月22日付けで、当審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 100%黒塗りの箇所を100%全部開示せよ。
- (2) 法律の乱用で一方的解釈に終始している。
- (3) 個人情報保護法が改正したにも拘わらず全て黒塗りすることは考えられない。日本国憲法、基本的人権への甚大な侵害である。
- (4) 裁判で有利に成る様に対処した証拠隠滅の何物でも無い。
- (5) 公務員の不法行為そのものである。新たな個人情報保護法に則った行政の行使を要求する。異議申立人の知る権利、人権への配慮した100%開示を求める。
- (6) 開示した場合、当該個人の権利利益を害する、生命の危険が生ずるおそれがある、公務員の職務に支障が出るという不開示理由は、全て極めて抽象的であり、現実に事件、不祥事が生じるおそれは考えにくい。
- (7) 医者の名前等は、既に病院内外で公に晒されている。措置入院時の2人の指定医の名前は明かすべきである。

5 実施機関の主張要旨

- (1) 条例第14条第1項第1号、2号、4号、5号及び6号に該当する部分を不開示として、本件処分を行った。
- (2) 本件決定は部分開示決定であり、すべてを黒塗りとして開示したわけではない。
- (3) 開示しない部分に関しては、条例第14条第1項第1号、2号、4号、5号及び6号に該当するため、不開示理由を別紙にて通知し、本件処分を行ったものである。
- (4) 条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則ったものであり、人権侵害となるような項目はなく、条例に基づいた本件処分に違法性はない。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容

ア 法第23条に基づく通報について

(ア) 警察官が、職務を遂行するに当たり異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定により、直ちに、その旨を、最寄りの保健福祉環境事務所に通報しなければならないこととされている。

なお、この通報は、福岡県警察保護取扱規程（昭和37年福岡県警察本部訓令第10号）第19条の規定で定める精神障害のある人等の保護通知書により行うこととされている。

(イ) 保健福祉環境事務所が警察から通報を受けた場合、保健福祉環境事務所の職員が、通報された本人を含む親族、関係者等と面接しながら通報内容について調査することを基本に、福岡県事務処理要領（平成27年9月福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室発行。以下「要領」という。）に基づき、事前調査票に所要事項を記載することとされている。

イ 法第27条等に基づく診察について

保健福祉環境事務所が、調査の結果必要があると認めるときは、法第27条第1項の規定により、法第18条に規定する精神保健指定医（以下「指定医」という。）を指定の上、診察をさせなければならないこととされている。

なお、診察に当たっては、要領により、指定医2名に診察実施通知書を交付するとともに、指定医は診察後、措置入院に関する診断書を作成し、保健福祉環境事務所に提出することとされている。

ウ 法第29条第1項に基づく措置入院について

(ア) 保健福祉環境事務所は、法第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が法第5条に定める精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ（以下「自傷等のおそれ」という。）があると認めたときは、法第29条第1項の規定により、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院（以下「精神科病院等」という。）に入院させることができることとされている。

この際、要領により、保健福祉環境事務所は、措置入院者本人、保護の任に当たっている者、病院管理者、保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室長（以下「こころの健康づくり推進室長」という。）に対して、措置入院決定通知書を送付するとともに、こころの健康づくり推進室長に対して、事前調査票、措置入院に関する診断書及び移送記録票のほか、起案用紙や経過報告書等の関係資料を送付することとされている。

- (イ) なお、入院先の指定病院等が入院措置を採った保健福祉環境事務所の管轄外である場合は、最寄りの保健福祉環境事務所等に対し、措置入院の決定に関する同様の通知を行うこととされている。

エ 法第29条の2に基づく緊急措置入院について

- (ア) 一方で、急速を要し、通常の手続を採ることができない場合、保健福祉環境事務所は、法第29条の2の規定により、法第27条の規定に代えて指定医（1名）の診察（以下「緊急措置診察」という。）結果を基に、72時間を超えない範囲で、精神科病院等に入院（以下「緊急措置入院」という。）させることができることとされている。

- (イ) なお、緊急措置診察に当たっては、指定医に緊急措置診察実施通知書を交付するとともに、指定医は緊急措置診察後、措置入院に関する診断書を作成し、保健福祉環境事務所に提出することとされている。

- (ウ) 緊急措置診察の結果、緊急措置入院を行った保健福祉環境事務所は、緊急措置入院者本人、保護の任に当たっている者、病院管理者、こころの健康づくり推進室長に対して、緊急措置入院決定通知書を送付するとともに、法第29条の2第2項の規定により、速やかに法第29条第1項の規定による入院措置を採るかどうかを決定しなければならないこととされており、その手続はイ及びウと同じ経過をたどる。

オ 入院措置の解除について

- (ア) 精神科病院等の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者が入院を継続しなくても自傷等のおそれがないと認められるに至ったときは、法第29条の5の規定より、保健福祉環境事務所に対して、直ちに措置入院者の症状消退届（以下「症状消退届」という。）を提出しなければならないこととされている。

- (イ) 症状消退届を受理した保健福祉環境事務所は、要領により、精神科病院等の管理者や病院関係者及び措置入院者本人に対する面接を行い、聴取した内容を措置入院患者措置解除調書（以下「措置解除調書」という。）に記録することとされている。
- (ウ) また、保健福祉環境事務所は、症状消退届及び措置解除調書の内容を審査した結果、措置解除の決定に支障が生じるおそれのないと認められる場合、要領により、原則として症状消退届が提出されてから1週間以内に措置解除の決定を行うこととされている。
- (エ) なお、入院措置の解除を決定したときは、措置入院解除通知書をこころの健康づくり推進室長のほか、措置入院者本人、保護の任に当たっている者、精神科病院等の管理者、居住地保健福祉環境事務所、措置入院先である指定病院等を所管する保健福祉環境事務所等に対しても交付することとされている。

(2) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合、何人でもこれを知り得る情報である場合は、基本的には、正当な利益を害することにはならない。

イ 該当性の判断

(7) 指定医の氏名及び所属について

措置入院とは、本人の意思にかかわらず強制的に入院させる制度であり、したがって、措置入院者が事後的に措置入院に至る過程を知り、その判断の当否について検討する権利は尊重に値するといふべきである。

しかし、措置入院がそのような制度であるからこそ、指定医の氏名及び当該指定医が所属する関係機関名を開示することにより、措置入院に関する診察を受けた者やその関係者が、病名や診察内容等について、その真偽や詳細等確かめるため、指定医に執拗な問合せを行い、あるいは追及するなどし、その結果、指定医の平穩な社会生活に影響を及ぼすおそれがあると認められる。

本件においても、措置入院に至った経緯に鑑みると、指定医の氏名及び所属を開示することにより、措置入院者である審査請求人が、措置入院と判断した根拠等を確認するため、指定医に対し、執拗な問合せを行い、あるいは追及するなどし、その結果、指定医の平穩な社会生活に影響を及ぼすおそれがあることは否定できない。

また、当審議会が本件個人情報について確認したところ、本件事案にかかる精神保健指定医は、法第27条に基づき、本件審査請求人が入院した病院とは別の病院から派遣された医師で、しかも、措置入院後の主治医とも異なる医師であると認められたことから、審査請求人本人が指定医の氏名及び所属を知っている立場にあることが明らかとはいえない。

したがって、指定医の氏名及び所属を開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本号に該当すると判断する。

(4) 陳述者氏名及び続柄について

措置入院に係る事前調査は、保護された精神障害者の状況について、実施機関の職員が関係者から聴取を行い、その内容を記載したものである。

事前調査票に記載された審査請求人本人を含む陳述者氏名について、実施機関は条例第14条第1項第1号に該当すると説明するが、審査請求人本人の情報は、そもそも本号には該当しない。

したがって、審査請求人本人の情報は開示すべきである。

一方、審査請求人以外の陳述者の氏名については、開示請求者以外の個人に関する情報であり、その情報を開示することにより、審査請求人が陳述内容の詳細を確かめるため、陳述者に執拗な問合せを行い、あるいは追及するなどし、その結果、陳述者の平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれがあると認められる。

また、実施機関が行う措置入院の手續に関する陳述者の情報につき、審査請求人が知っている立場にあることが明らかな事情は認められない。

したがって、審査請求人を除く陳述者名については、その情報を開示することにより、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本号に該当すると判断する。

なお、実施機関は、診断書に記載されている陳述者の氏名及び続柄について、同項第5号により不開示としている部分があるが、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であり、本号に該当すると認められるため、重ねて判断は行わない。

(ウ) 主治医の氏名について

措置入院制度の性質に鑑みれば、主治医の氏名を開示することにより、診察を受けた者やその関係者が、病名や診察内容等について、その真偽や詳細等を確認するため、主治医に執拗な問合せを行い、あるいは追及するなどし、その結果、主治医の平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれがあると認められる。

しかし、審査請求人は、措置入院期間中、主治医の診察を継続的に受けており、主治医の氏名を知っている立場にあることが明らかな場合に該当すると認められる。

したがって、主治医の氏名は、本号には該当せず開示すべきである。

(イ) 面接同席者の氏名について

面接同席者の氏名についても、主治医の氏名と同様に、その情報を開示することにより、面接同席者に執拗な問合せを行い、あるいは追及するなどの影響を及ぼすおそれがあると認められる。

通常、措置解除面接の実施に当たっては、主治医や家族のほか、個々のケースに応じて、措置解除後に措置入院者の支援に関わる医療関係者等

(以下「医療関係者」という。)が同席して行われる場合が多い。

しかし、医療関係者による措置入院者への関わりは、主治医の指示の下で部分的に行われるものであり、主治医のような継続的な関わりがあるとは認められず、また、医療関係者が患者に対して、必ずしも自らの氏名を明らかにしているとは限らないことから、主治医と同列に扱うことは困難である。

よって、本件においても同様に、審査請求人が、面接同席者全員の氏名を明らかに知り得る立場にあるとは認められない。

したがって、面接同席者の氏名を開示することにより、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本号に該当すると判断する。

(オ) 実施機関の職員の氏名等について

実施機関は、本件個人情報に記載された実施機関の職員の職、氏名、印影及び当該職員が審査請求人の措置入院に関して行った対応等について、条例第14条第1項第4号該当を理由に不開示としている。しかし、これらの情報は、当該職員に関する個人情報であって、開示請求者以外の個人に関する情報に該当することから、本号該当性について検討する。

(ア)でも述べたとおり、措置入院が本人の意思にかかわらず強制的に入院させるものである以上、職員の氏名等を開示することにより、措置入院者本人が、措置入院に対する不満や誤解から、措置決定に携わった実施機関の職員の行動を誤解して不信感を抱き、措置入院者が、当該職員に対して、診断書の記載内容の真偽や診察結果、措置入院相当と判断した理由等について、執拗な問合せを行い、あるいは追及するなどし、その結果、職員の平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、当審議会が確認したところ、実施機関では、措置入院者との各種面接や移送等を行う際、措置入院者に対して適切な支援を行えるよう、実施機関の職員が自ら氏名を名乗る運用を行っているとのことであるが、これらの対応は措置入院者との良好な関係を醸成するための一時的なものであり、(エ)で述べた主治医以外の医療関係者の場合と同じく、審査請求人が明らかに知り得る立場にあるとは認められない。

したがって、実施機関の職員の氏名等を開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本号に該当すると判断する。

なお、実施機関は、職員の氏名等について、同項第4号により不開示としているが、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であり、本号に該当すると認められるため、重ねて判断は行わない。

(3) 条例第14条第1項第2号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、事業者の自由な経済活動その他の正当な活動を保障し、事業に関する情報の開示により不利益を与えることを防止するという観点から、当該法人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「権利、競争上の地位を害するおそれがあると認められるもの」とは、開示することによって、事業者の信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利を害するおそれがあると認められる情報、又は、事業者が競争上不利益を被ると認められる情報であって、自由かつ公正な経済秩序を維持するために、社会通念上秘匿することが認められているものをいう。

「その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの」とは、直接には競争上の不利益を被らないとしても、開示することにより事業者の名誉侵害又は社会的評価の低下につながるおそれのある情報及び営業の自由を保障し経済秩序を維持するために社会通念上秘匿する必要があると認められる内部事項に属する情報をいう。

この場合の判断に当たっては、事業者の性格や権利利益の内容、事業活動における当該情報の性質等に応じ、当該事業者の権利の保護の必要性、当該事業者と本人との関係等その他当該情報を開示した場合の影響を十分考慮して適切に判断する必要がある。

イ 該当性の判断

病院管理者の印影は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的な機能を有するものとして、契約書類をはじめとする重要書類に使用されるなど、当該病院の事業活動を行う上で重要な役割を担っており、当該病院

の内部管理に属する情報として、広く不特定多数に公にされることを予定したのではないと認められる。

したがって、病院管理者の印影を開示することにより、当該印影が複製、偽造等を経て悪用され、当該病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号に該当すると判断する。

(4) 条例第14条第1項第5号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、診療、指導、相談、選考等個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報を開示した場合、当該事務の過程等を知らせることとなり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、評価判断情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

「事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる」場合とは、請求者に開示することにより、事務の適正な執行が困難になる可能性が客観的に認められる場合をいい、当該個人に対して、公正な評価、判断が行えなくなるおそれがある場合のみならず、本人の評価、判断に影響はないが、開示することにより、今後、反復・継続して行われる本人以外の者に対する評価、判断を公正かつ適切に行うことを困難にするおそれがある場合も含まれる。

イ 該当性の判断

(7) 保護の状況、関係者からの聴取内容及び今後の処遇方針等について

保護の状況、関係者からの聴取内容及び今後の処遇方針等は、通報から保護に至るまでの事実関係や状況、措置入院手続の過程で行われる審査請求人等の関係者を対象とした事前調査や面接等による聴取内容のほか、それらに基づく今後の処遇方針等について、実施機関の職員等が記載したものであり、いずれも当該職員等による評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

措置入院に至るまでの経緯に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、保護や事前調査等に対応した職員等が、聴取内容やそれに基づく今後の方針等について記載を行う際、職員が措置入院者本人の反応等に配慮して、本人の認識や意に沿わない評価

をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記録に終始したりするおそれがあり、その結果、今後反復、継続して行われる審査請求人以外の者に対する評価、判断を公正かつ適切に行うことが困難になり、ひいては当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、保護の状況、関係者からの聴取内容及び今後の処遇方針等は、本号に該当すると判断する。

(4) 診断名、病状及び今後の治療方針等について

診断名、病状及び今後の治療方針等は、診察に基づく病名、措置入院時の病状又は状態像の経過のほか、それらに基づく今後の治療方針等について、指定医等の医師が記載したものであり、いずれも指定医等による評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

措置入院において行われる診察は、被診察者の要請に応じてなされるものではなく、また、都道府県知事の指定する指定医により、被診察者が自傷等のおそれがあるかを判断するものであって、病状の改善といった目的のために、医師と患者との相互の信頼、協力関係の下に行われる通常の治療行為とは性質が異なり、指定医は、措置入院に係る診察内容を被診察者に対して知らせる義務を負う立場にあるものではない。

その決定に当たっては、極めて厳格かつ適正な手続を取ることが必要とされ、措置入院に係る報告や届出については、正確かつ詳細な記載が求められる。また、これらの記載内容は本人の認識と異なったり、意に沿わない情報であったりすることが想定され、指定医と被診察者は一種の緊張関係に置かれているといえる。

このような両者の関係を踏まえると、これらの情報を開示することが前提となれば、指定医が心理的に重圧を感じ、被診察者の症状、特にその尊厳に関わる機微な内容を的確かつ正確な表現でありのままに記載することをためらうことは十分に想定される。

したがって、今後同種の事務において、指定医が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記載に終始したりするなどの形骸化のおそれがあると認められる。

また、それに加えて、措置入院手続において診察を行う指定医の手配が難航するケースもある中で、前述の状況を踏まえると、そもそも指定医が診察の引受けを見送ることも十分に想定され、措置入院手続の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、診断名、病状及び今後の治療方針等は、本号に該当すると判断する。

(ウ) 行動制限の有無について

a 行動制限について

行動制限は、法第29条の2の2第3項の規定により、措置入院又は緊急措置入院に限って認められる制度であり、診察を行った指定医の判断の基、措置入院者の医療又は保護に欠くことができない範囲で行うことができるとされている。

したがって、法第27条第1項の規定による診察又は緊急措置診察のための移送時には行動制限を行うことができない。

b 行動制限の有無の第5号該当性について

行動制限の有無は、緊急措置診察のために行われた移送を含む措置入院に関する移送記録票に記載された情報であり、移送に同行した実施機関の職員が記載したものである。

審議会が移送記録票を見分したところ、いずれも移送に係る事実のみが記載されていることが認められた。

また、実施機関に確認したところ、当該記録票は法第29条の2の2が適正に執行されたことを記録し内部共有、報告するために利用する以外に、関係機関に情報提供することもなければ、実施機関がその後の方針等を検討する際に用いられることもないとのことであり、個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報には該当しないものと判断する。

したがって、行動制限の有無は、本号には該当せず開示すべきである。

(5) 条例第14条第1項第6号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、警察職員の適正な職務遂行を確保する観点から同職員の氏名に関して、不開示情報としての要件を定めたものである。

警察職員の氏名については、開示した場合、適正な職務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名を不開示としている。

公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員とは、「警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職を除く警察職員」（福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則（平成18年福岡県公安委員会規則第7号））をいう。すなわち、警部補以下の階級にある警察職員がこれに該当する。

イ 該当性の判断

本件対象個人情報のうち、移送記録票に記載された警察職員の氏名は、全て警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、上記公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員等の氏名に該当すると認められる。

したがって、警察職員の氏名は、本号に該当すると判断する。

なお、条例第14条第1項第6号は、一定の職にある警察職員の氏名を不開示とするものであり、移送記録票に記載された警察職員の所属については、警察職員の氏名に該当しないため、開示すべきである。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

〈別表〉

実施機関の決定状況			審議会の判断	
公文書	不開示情報	該当号		
③診察実施通知書(様式4号の2) ④措置入院に関する診断書(厚労省様式21) ⑧緊急措置診察実施通知書(様式10号の2) ⑨措置入院に関する診断書(厚労省様式21)	「精神保健指定医氏名」	第1号	不開示は妥当	
⑪措置入院者の症状消退届(様式12)	「措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名」			
⑭起案用紙(様式9号) ⑮起案用紙(様式3号) ⑯経過報告(様式4) ⑰経過報告(様式1)	「緊急措置診察医氏名」、「診察医氏名、所属」			
②法に基づく事前調査票(様式2号の1、2)	「陳述者氏名」(本人) 「陳述者氏名」(本人を除く)			開示
⑪措置入院者の症状消退届(様式12) ⑫措置入院患者措置解除調書(様式14号)	「主治医氏名」			不開示は妥当
⑯措置入院患者措置解除調書(様式14号)	「同席者」			開示
⑪措置入院者の症状消退届(様式12)	病院管理者の印影	第2号	不開示は妥当	
①精神障害のある人等の保護通知書(様式3号) ⑭起案用紙(様式9号) ⑮起案用紙(様式3号)	実施機関の職員の印影	第4号	結論において妥当(第1号)	
②法に基づく事前調査票(様式2号の1、2)	「調査員職氏名」(実施機関の職員)			
④措置入院に関する診断書(厚労省様式21) ⑨措置入院に関する診断書(厚労省様式21)	「職員氏名」(実施機関の職員)			
⑥措置入院のための移送に関する移送記録表(様式2号の3)	「同行者の氏名」、「記録者の氏名等」(実施機関の職員)			
⑫措置入院患者措置解除調書(様式14号)	「担当保健師」、「面接者」(実施機関の職員)			
⑭起案用紙(様式9号) ⑮起案用紙(様式3号)	「立会する職員」、「起案者」(実施機関の職員)			
⑯経過報告(様式4) ⑰経過報告(様式1)	実施機関の職員の職、氏名			
⑯経過報告(様式4)	実施機関の職員が行う事務に関する情報			
①精神障害のある人等の保護通知書(様式3号)	「保護の状況」、「参考事項」	第5号	不開示は妥当	
②法に基づく事前調査票(様式2号の1、2)	「申請・通報・届出に至る経緯等」、「調査時の状況(現病歴、生活歴、家族歴等)」、「調査時の状況(問題行動、治療歴等、現在(面接時)の状態)」、「理由等」			
⑫措置入院患者措置解除調書(様式14号)	「その他」、「①主治医からの聴取事項、②患者からの聴取事項、③家族等からの聴取事項、④その他」、「①今後の対応策の検討、②関係機関への連絡、③今後の対応」			
④措置入院に関する診断書(厚労省様式21) ⑤措置入院決定通知書(様式7号の2、3、4) ⑦措置入院について(通知)(様式7号の6) ⑨措置入院に関する診断書(厚労省様式21) ⑩緊急措置入院決定通知書(様式11号の2、3、4) ⑪措置入院者の症状消退届(様式12) ⑭起案用紙(様式9号) ⑮起案用紙(様式3号)	「病名」			
④措置入院に関する診断書(厚労省様式21) ⑨措置入院に関する診断書(厚労省様式21)	「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「診察時の特記事項」			
⑪措置入院者の症状消退届(様式12)	「入院以降の病状又は状態像の経過」、「措置解除後の処置に関する意見」、「退院後の帰住先」、「訪問指導等に関する意見」			
⑪措置入院者の症状消退届(様式12)	「入院以降の病状又は状態像の経過」、「措置解除後の処置に関する意見」、「退院後の帰住先」、「訪問指導等に関する意見」			
⑪措置入院者の症状消退届(様式12) ⑬措置入院解除通知書(様式14号の4)	「退院後の帰住先」、「帰住先区分」			
⑫措置入院患者措置解除調書(様式14号) ⑯経過報告(様式4)	「診断名」			
⑰経過報告(様式1)	「診察結果」			
⑥措置入院のための移送に関する移送記録表(様式2号の3)	「行動制限の有無」			開示
④措置入院に関する診断書(厚労省様式21)	「陳述者氏名、続柄」			結論において妥当(第1号)
⑥措置入院のための移送に関する移送記録表(様式2号の3)	「同行者の氏名」(職員氏名) 「同行者の氏名」(所属)	第6号	不開示は妥当	
			開示	